

付編 1 南海トラフ沿いで異常な現象が 観測された場合の対応計画

付編 1 南海トラフ沿いで異常な現象が 観測された場合の対応計画

今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ地震について、異常な現象が観測された場合の対応方針や応急対策活動について定める。

| 付編 1 南海トラフ沿いで異常な現象が 観測された場合の対応計画 | |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| 第 1 章 総 則 | |
| 第 1 節 | 計画の目的 …………… 付 1-1 |
| 第 2 節 | 市域での予想震度…………… 付 1-1 |
| 第 3 節 | 対応方針 …………… 付 1-1 |
| 第 2 章 応急対策活動 | |
| 第 1 節 | 南海トラフ地震に関連する情報発表時の措置…………… 付 1-2 |
| 第 2 節 | 警戒宣言が発せられた時の対応措置…………… 付 1-4 |

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、国が南海トラフ大規模地震の発生可能性が高まったと評価し、気象庁から南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合に、市が対応する事項等を定めるとともに、その情報を活用して被害軽減を図ることを目的とする。

第 2 節 市域での予想震度

気象庁から南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合に、防災対応を検討する対象地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域が基本とされる。

なお、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、震源が陸側ケースとなる南海トラフ地震が発生した場合、市域では震度 6 弱程度の揺れが予想されている。

第 3 節 対応方針

南海トラフ地震が発生し、本市に震度 4 以上の地震が観測されたときは、「第 3 編 災害応急対策」に基づいて行動する。

一方、南海トラフの東側で地震が発生して、後発地震に対して備える必要がある場合や南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震（マグニチュード 7 クラス）が発生した場合等、南海トラフ地震に関連する情報が発表されたこと、または、警戒宣言が発せられたことを受けての対策は、警戒態勢を整備すること及び市民に社会的混乱を来たさないことに重点を置く。

第 2 章 応急対策活動

第 1 節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の措置

実施担当部局 危機管理担当部局(総務部本部班)、広報広聴担当部局(広報部)、消防本部

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、住民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底する。

1. 南海トラフ地震に関連する情報の伝達

【危機管理担当部局(総務部本部班)、広報広聴担当部局(広報部)、消防本部】

(1) 南海トラフ地震に関連する情報について

南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について、気象庁が以下の情報を発表したとき、市は、情報収集・連絡体制の整備や住民への広報、防災上重要な施設等の点検、地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底する。

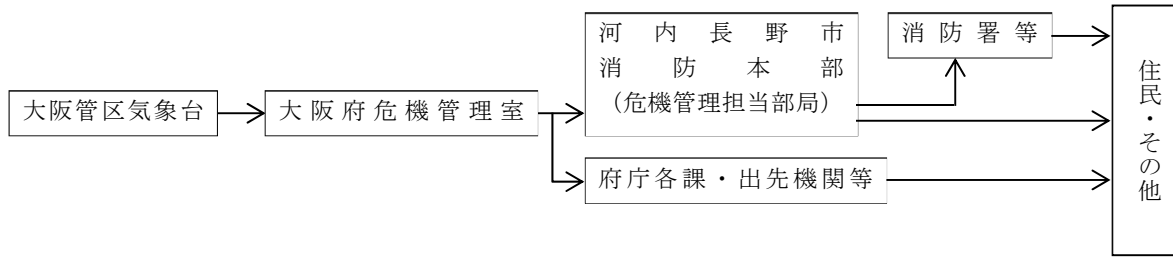
| 情報名 | 情報発表条件 |
|---------------|--|
| 南海トラフ地震臨時情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果発表する場合 |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く) |

※南海トラフ地震臨時情報に付記される情報

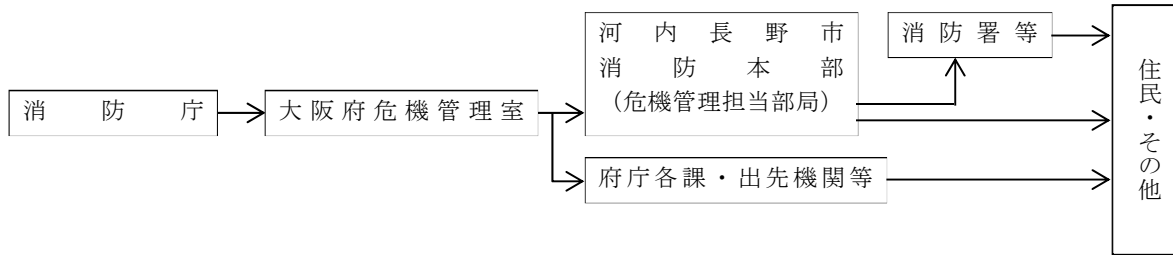
| | |
|---------------------|--|
| 南海トラフ地震臨時情報(調査中) | 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) | 「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において示された「半割れケース」に相当する現象と評価した場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) | 「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において示された「一部割れケース」/「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報(調査終了) | (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 |

(2) 伝達系統

ア 南海トラフ地震に関連する情報

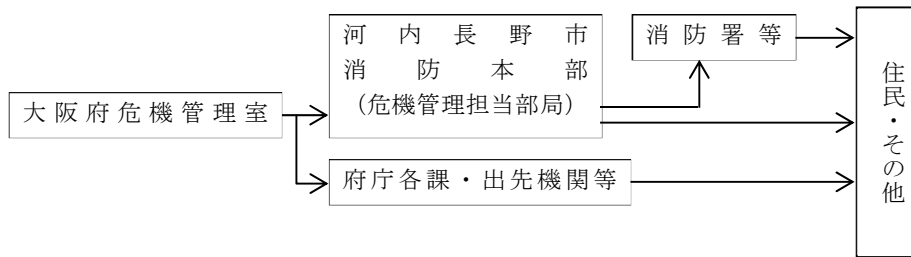


イ 関係省庁災害警戒会議の情報



※関係省庁災害警戒会議：関係省庁の職員が参集し、関係省庁による今後の取組確認及び内閣府による国民への呼びかけを実施

ウ 大阪府防災・危機管理司令部会議の情報



(3) 伝達事項

ア 南海トラフ地震に関連する情報

第 1 章第 1 節による気象庁が発表する情報

イ 関係省庁災害警戒会議の情報

関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報

ウ 大阪府防災・危機管理司令部会議の情報

府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報

2. 警戒態勢の確立

【危機管理担当部局、全部局】

市は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合、国・府からの情報収集、防災関係機関等への情報伝達、留意事項の周知を行うと

ともに、必要な体制等の準備を行う。

(1) 設置基準及び廃止基準

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合（ただし、南海トラフ地震が発生し、市域が震度 4 以上のときは除く）、その他危機管理監が必要と認めた場合は、河内長野市防災対策会議を設置する。

危機管理監が市域において災害警戒体制が概ね不要と認めた場合、その他危機管理監が必要ないと認めた場合は、河内長野市防災対策会議を廃止する。

(2) 組織及び運営

河内長野市防災対策会議は、次に定める構成とし、防災対策会議で協議・決定された活動体制をとる。

災害警戒本部又は災害対策本部を設置する場合は、危機管理監の進言を受けて市長が決定する。

[組織]

| 職 名 | 構 成 員 |
|------|---|
| 本部長 | 市長 |
| 副本部長 | 副市長、教育長 |
| 本部員 | 危機管理監、総務部長、総合政策部長、福祉部長、市民保健部長、都市づくり部長、環境経済部長、消防長・消防団長、教育推進部長、生涯学習部長、上下水道部長、議会事務局長、行政委員会総合事務局長、会計管理者 |

3. 警戒活動

【危機管理担当部局、広報広聴担当部局（広報部）】

市は、府が設置する「大阪府防災・危機管理指令部」と連絡体制を確保し、国や府の情報を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資器材等の準備、点検を行い、地震への備えを徹底する。

また、地震への備えについて、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。

第 2 節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

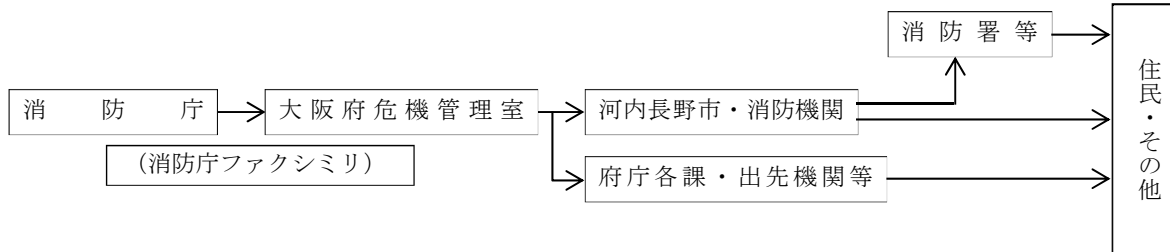
| | |
|--------|---|
| 実施担当部局 | 危機管理担当部局（総務部本部班）、広報広聴担当部局（広報部）、全部局、消防本部 |
|--------|---|

警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱の防止対策及び南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、講じるべき事前の対策を推進する。

1. 警戒宣言の伝達

【危機管理担当部局（総務部本部班）、消防本部】

（1）伝達系統



（2）伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒宣言解除
- ウ その他必要と認める事項

2. 警戒態勢の確立

【危機管理担当部局、全部局】

警戒宣言が発せられた場合、災害警戒本部を設置し、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、警戒解除宣言が発せられた後も、南海トラフに関連する情報等を踏まえ、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

（1）動員配備体制

警戒宣言が発せられた場合、非常配備体制をとり、該当職員を招集する。また、勤務時間外に、警戒宣言が発せられたことを確認した主査級以上の職員は、招集連絡の有無に関わらず参集する。

（2）活動内容

① 配備の確認

- ア 活動体区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡調整を徹底する。
- イ 関係機関等との情報連絡を緊密する。

② 出動の準備

- ア 職員は、地震発生時に備えて迅速に出動できる準備を整える。
- イ 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

③ 勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

④ 各部の措置

各部は、地震発生時に備えて次の措置を講じる。

- ア 出張事務等をできる限り抑制する。
- イ 各所管施設の火気使用を制限及び危険物品等の整理を行うとともに、市の所有する車両の使用を抑制する。
- ウ 備蓄食料・医薬品、資機材の確保点検を行う。
- エ 災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検を行う。
- オ 地震発生時に備え、職員の参集体制及び応急対策実施に対する体制を整備する。
- カ 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等）を行う。
- キ 要配慮者等の状況を把握する。

（3）消防・水防

市、消防機関、水防管理団体等は迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- ① 南海トラフ地震に関連する情報等の収集と伝達
- ② 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- ③ 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- ④ 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

（4）交通の確保・混乱防止

警察署及び道路管理者は、関係機関との密接な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- ① 交通規制、交通整理
- ② 交通規制等への協力と安全走行についての広報

（5）公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、関係機関との密接な連携のもと運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

（6）ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

（7）危険箇所対策

- ① 市及び府は、地震時において災害発生が予想される危険箇所に対して、巡視点検の実施
- ② 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想されるがけ崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、警察署等の関係機関と連携し、避難所に事前避難させる。

（8）社会秩序の維持

① 警備活動

警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

② 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

（9）多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、旅館・ホテル、高層ビル、地下街（地階）等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

3. 市民・事業所等に対する広報

【危機管理担当部局、広報広聴担当部局（広報部）】

警戒宣言が発せられた場合、市民、事業所、旅行者等に対して、混乱することなく必要な防災措置を講じるよう周知するとともに、市が行う措置に協力するよう要請する。

また、特に外国人を含む観光客・旅行者等に対しては、事態の重要性を周知徹底させ、府や市の指示に従うよう協力を要請する。

（1）広報の内容

南海トラフ地震が発生しても、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返して広報する。

- ① 警戒宣言等の内容とそれによつてとられる措置
- ② 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動を含む身の安全確保の方法
- ③ 出火防止措置
- ④ 初期消火措置
- ⑤ 避難時の注意
- ⑥ 家庭や事業所における危険の防止
 - ア 家具や事務用品等の転落防止対策
 - イ ブロック塀や屋根瓦等の補強
- ⑦ 社会的混乱防止の注意
 - ア 自動車使用の自粛
 - イ 市や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
 - ウ 不要な買いだめの自粛
 - エ デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手
- ⑧ 近隣居住者との災害発生時における対応の申し合わせの推進
 - ア 地域ぐるみの応急救護体制づくり（自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ）
 - イ 地域内での要配慮者に対する対処（要配慮者への支援の呼びかけ）
- ⑨ 非常用持出し品の用意
- ⑩ 防災関係機関が行う防災活動への協力

（2）広報の方法

車両による巡回広報のほか、複数の手段によつて実施する。

- ア 市の所有する車両、消防自動車等による巡回広報
- イ 放送事業者での広報
- ウ 自治会への情報伝達の協力要請
- エ 広報の際、要配慮者への配慮

